

茨城県報 第6691号

昭和53年12月14日

木曜日

(明治35年3月17日)
第三種郵便物認可

目次

規則

- | | |
|--------------------------------|-----|
| ●茨城県報発行規則の一部を改正する規則(文書課) | ページ |
| | 1 |

告示

- | | |
|-----------------------------------|---|
| ●有害凶書の指定(青少年婦人課) | 2 |
| ●身体障害者福祉法に基づく医師の指定(障害福祉課) | 3 |
| ●国民健康保険療養取扱機関の申出の受理(医療福祉課) | 4 |
| ●結核予防法に基づく指定医療機関の指定(保健予防課) | 5 |
| ●受胎調節実地指導員の指定(") | 5 |
| ●新規土地改良事業の審査(農地管理課) | 5 |
| ●土地改良法に基づく換地処分(") | 6 |
| ●土地改良法に基づく換地処分(鹿島南部土地改良事業所) | 6 |
| ●道路の区域変更(3件)(道路維持課) | 6 |
| ●道路の供用開始(") | 8 |

訓令

- | | |
|--------------------------------------|---|
| ●茨城県臨時職員雇用等管理規程の一部を改正する訓令(人事課) | 8 |
|--------------------------------------|---|

公告

- | | |
|------------------------------|----|
| ●普通肥料検査成績の公表(畜産課) | 8 |
| ●特殊肥料検査成績の公表(") | 10 |
| ●土地立ち入り測量(用地課) | 10 |
| ●土地立ち入りの許可(") | 11 |
| ●都市計画事業の施行者の名称等(都市施設課) | 11 |
| ●開発行為の工事完了(4件)(建築指導課) | 11 |
| ●道路位置の指定(") | 13 |

規則

茨城県規則第61号

茨城県報発行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和53年12月14日

茨城県知事 竹内藤男

茨城県報発行規則の一部を改正する規則

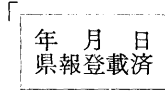
茨城県報発行規則(昭和40年茨城県規則第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 訓 令

第3条 第3項第3号中「前各号」を「前2号」に改め、第4項中「発行の日付ごとに」を「暦年ごとに発行の順序に従つて」に改める。

第7条第1項中



の印 を「県報登載済印 (様式第2号)」に改める。

第16条第2項中「様式第2号」を「様式第3号」に改める。

様式第2号を様式第3号とし、様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第2号 (第7条第1項)

県報登載済印



付 則

この規則は、昭和⁵⁴~~53~~年1月1日から施行する。

茨城県告示第1423号

茨城県青少年のための環境整備条例 (昭和37年茨城県条例第60号) 第8条第1項の規定により、青少年に有害な図書として、次のものを指定する。

昭和53年12月14日

指定番号	誌 名	茨城県知事 竹 内 藤 男 号 別	発行所名
406	コミックセルフ	1 月 号	セルフ出版
407	G&G (ギャンブル&ガールズ)	"	"
408	実話りつぶ	"	大洋書房
409	告白デラックス	"	若生出版
410	TANTAN (タンタン)	"	新樹書房
411	S S S (サンエス)	"	明文社
412	ポ ル ナ	"	光彩書房
413	R O R O (ロロ)	"	辰巳出版
414	CRANK-IN (クランク・イン)	"	"
415	MISTER MAGAZINE (ミスターマガジン)	"	"
416	漫画セクシカ	"	司書房

417	漫画大快楽	"	檸檬社
418	漫画エキサイト号	"	平和出版
419	劇画快楽号	"	サン出版
420	MANGA YOUNG エロス	"	"
421	ガール & ガール	"	"
422	EROTO COMIC (エロトコミック)	"	孝友社出版
423	女子高生 モーター売春	(キ - 5)	アリス出版
424	その人の名は 女教師	(キ - 7)	エルシー企画
425	フェアレディ	(No. 2)	出版フレンド社
426	YOUNG DATE (ヤングデート)	"	"
427	劇画フレンド	創刊号	三洋
428	BLACK (ブラック)	(No. 15)	SND企画
429	交際日記	"	"
430	少女の秘め事	"	"
431	性白女	"	"
432	感じる下着	"	"

茨城県告示第1424号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定に基づき医師の指定等をした。

昭和53年12月14日

茨城県知事 竹内藤男

1 医師の指定

種目	診療科目	氏名	住所	勤務先
視覚障害	眼科	山崎篤己	水戸市五軒町2-2-11	小沢眼科病院
肢体不自由	脳神経科	河野宏	下館大字玉戸1658	下館市民病院
"	小児科	魏昭進	日立市国分町2-1-2	株式会社日立製作所 多賀総合病院
"	外科	小埜寛	新治郡玉里村田木谷 169-3	小埜病院
"	内科	上野庸治	結城市大字結城1085-1	上野医院
じん臓 機能障害	"	秋葉隆	土浦市直鍋新町11-7	総合病院 土浦協同病院
"	"	成田光陽	新治郡桜村天久保 2-1-1	筑波大学附属病院

"	"	鈴木 治 男	"	"
"	"	佐野 元 昭	"	"
"	"	小山 哲 夫	"	"
"	"	青柳 一 正	"	"
"	"	東 條 静 夫	"	"

茨城県告示第1425号

下記のものは、国民健康法（昭和33年法律第192号）第37条第3項の規定により、療養取扱機関の申出の受理があつたものとみなされ、並びに同法第37条第5項の規定により、他都道府県の療養の給付を取り扱う旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭33年政令第363号）第1条第1項及び第2項の規定により告示する。

昭和53年12月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

機関番号	申出受理年月日	養療取扱機関名	開設者名	所在地	37条5項受理年月日	申出範囲
012,211,9	53.11.1	医療法人 住吉クリニック	黒 沢 斌	水戸市住吉町 193-38	53.11.1	全 国
012,212,7	"	医療法人社団 山 縣 病 院	山 縣 健 三	水戸市千波町 371-4	"	"
072,033,4	"	医療法人社団同 樹会 結 城 病 院	大 木 昌 衛	結城市大字結城 633-1	"	"
332,059,5	53.11.15	水 野 医 院	水 野 欽 司	那珂郡那珂町西 木倉13-1	53.11.15	"
382,061,0 383,035,9	53.11.1	牛 久 中央病院	医療法人社団常 仁会 理事長 星 野 邦 夫	稲敷郡牛久町猪 子字五十塚896	53.11.1	"
392,039,4	53.11.15	新 治 診 療 所	杉 浦 貴 四 郎	新治郡新治村大 字下坂田 2013-1	53.11.15	栃木, 埼 玉, 千葉, 東京
401,002,1	"	筑 波 診 療 所	農林水産大臣 中 川 一 郎	筑波郡谷田部町 観音台 2丁目1-2	"	全 国
173,018,9	"	やえす歯科医院	後 藤 任 司	取手市新町 3-18-15	"	"
383,034,2	"	小 貫 歯 科 医 院	小 貫 満 義	稲敷郡東村橋白 1771	"	"

393,016,7	"	国民健康保険 歯科診療所	出島村長 坂本重道	新治郡出島村大 字深谷3671-2	"	"
412,037,4	53.8.1	千勝医院	千勝征生	真壁郡大和村大 字本木1602	53.8.1	"

茨城県告示第1426号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、次の医療機関を指定し、同法第36条第4項の規定に基づき、次の医療機関は指定を辞退したので公示する。

昭和53年12月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

(指 定)

名 称	所 在 地	指定年月日
牛久中央病院	稲敷郡牛久町猪子字五十塚896	53. 11. 1
東部地区共同診療所	鹿島郡神栖町奥野谷5663-1	"
新治診療所	新治郡新治村字原山2013-1	53. 11. 2

(辞 退)

名 称	所 在 地	指定辞退年月日
牛久中央病院	稲敷郡牛久町猪子字五十塚896	53. 10. 31

茨城県告示第1427号

優生保護法（昭和23年法律第156号）第15条第1項の規定により、次の者を受胎調節実地指導員に指定した。

昭和53年12月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

住 所 茨城県竜ヶ崎市田町3459

氏 名 渡 辺 操

茨城県告示第1428号

河間土地改良区が行おうとする赤井戸地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和53年12月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類
河間土地改良区定款の写し
赤井戸地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間 昭和53年12月21日から昭和54年1月13日まで
- 3 縦覧の場所 下館市役所

茨城県告示第1429号

昭和53年9月11日付農管指令第418号をもつて認可した南部地区の換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第54条第4項の規定により公示する。

昭和53年12月14日

茨城県知事 竹内 藤 男

茨城県告示第1430号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により県営ほ場整備事業波崎西部二期地区宝山工区に係る換地処分をした。

昭和53年12月14日

茨城県鹿島南部土地改良事業所長 根 本 東

茨城県告示第1431号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、昭和53年12月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和53年12月14日

茨城県知事 竹内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 立崎羽根野線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
北相馬郡利根町大字押戸 字川迎140番地先から	旧	メートル 最大 13.00	メートル 1,782.00	
		最小 4.00		
竜ヶ崎市北方町字根通 364番地先まで	新	最大 13.00 最小 4.00	1,782.00	
		最大 33.00 最小 12.30	1,773.00	

茨城県告示第1432号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和53年12月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和53年12月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小野土浦線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
土浦市大字虫掛字塚田 1686番地から	旧	最大 <small>メートル</small> 21.10	2,020.80	
		最小 3.50		
土浦市田中2丁目1676の 1番地まで	新	最大 <small>メートル</small> 21.10	2,020.80	
		最小 3.50		
		最大 <small>メートル</small> 18.00	1,550.00	
		最小 12.00		

茨城県告示第1433号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和53年12月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和53年12月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小川鉾田線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
行方郡玉造町大字芹沢 671-1番地から	旧	最大 <small>メートル</small> 10.00	1,483.00	
		最小 4.50		
行方郡玉造町大字芹沢 861番地まで	新	最大 <small>メートル</small> 20.00	1,475.00	
		最小 8.00		

茨城県告示第1434号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和53年12月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和53年12月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 小川鉾田線
- 2 供用開始の区間
行方郡玉造町大字芹沢671-1番地から
行方郡玉造町大字芹沢861番地まで
- 3 供用開始の期日 昭和53年12月14日

訓 令

茨城県訓令第26号

茨城県臨時職員雇用等管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和53年12月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県臨時職員雇用等管理規程の一部を改正する訓令

茨城県臨時職員雇用等管理規程(昭和49年茨城県訓令第2号)の一部を次のように改正する。
第20条中「第7号、第8号、第12号、第21号及び第22号」を「第5号、第6号、第10号、第23号及び第24号」に改める。

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

●普通肥料検査成績の公表について

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第30条第5項の規定に基づき昭和53年7月から9月まで収去した普通肥料の検査結果を下記のとおり公表する。

昭和53年12月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

昭和53年7月分

普通肥料の種類	保証票添付者	検査点数	内不合格点数	備考
第1種複合肥料	太陽肥料(株)	10	0	
"	高千穂化成(〃)	5	0	
"	日本鋼管(〃)	3	0	
"	日本肥糧(〃)	3	0	
計		21	0	

昭和53年8月分

普通肥料の種類	保証票添付者	検査点数	内不合格点数	備考
第1種複合肥料	関菱化学(株)	5	0	
"	東三配合肥料製造業協同組合	5	0	
"	太平物産(株)	10	0	
"	上武産業(〃)	3	0	
"	西武化学工業(〃)	3	0	
計		26	0	

昭和53年9月分

普通肥料の種類	保証票添付者	検査点数	内不合格点数	備考
第1種複合肥料	片倉チツカリン(株)	10	0	
"	晃和物産(〃)	5	0	
"	多木化学(〃)	3	0	
"	ラサ工業(〃)	3	0	
"	光興業(〃)	3	0	

乾燥菌体肥料	麒麟麦酒(〃)	5	0	
計		29	0	

●特殊肥料検査成績の公表について

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第30条第5項の規定に基づき昭和53年7月及び9月に収去した特殊肥料の検査結果を下記のとおり公告する。

昭和53年12月14日

茨城県知事 竹内藤男

昭和53年7月分

特殊肥料の 指 定 名	生産届出業者	届 出 名 (及び商品名)	有害重金属等の 含有量の判定	備 考
おでい肥料	三菱油化(株)	活性汚泥肥料	AS, Cd, Hg O O O	
〃	鹿島ケミカル(〃)	活性おでい肥料	AS, Cd, Hg O O O	
堆 肥	太平物産(〃)	くみあい樹皮堆肥	AS, Cd, Hg O O O	
〃	日立電線木工(〃)	バーク堆肥	AS, Cd, Hg O O O	

昭和53年9月分

特殊肥料の 指 定 名	生産届出業者	届 出 名 (及び商品名)	有害重金属等の 含有量の判定	
備考おでい肥料	日清食品(株)	活性汚泥肥料	AS, Cd, Hg O O O	
堆 肥	麒麟麦酒(〃)	ホップ堆肥	AS, Cd, Hg O O O	
〃	片倉チツカリン (〃)	牛ふん、醗酵処理 肥料	AS, Cd, Hg O O O	
〃	常陽醗酵農法牧場	家畜廃棄物堆肥	AS, Cd, Hg O O O	

●土地立ち入り測量

土地収用法(昭和26年法律第219号)第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次とおり公告する。

昭和53年12月14日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 起業者の名称 茨 城 県
- 2 事業の種類 県道宗道筑波線道路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
結城郡千代川村大字鎌庭字北袋地内
" " 大字鬼怒地内
" " 大字宗道字上宿地内
- 4 立ち入ろうとする期間
昭和53年12月14日から昭和54年3月10日まで

●土地立ち入り許可

土地収用法 (昭和26年法律第219号)第11条第1項の規定により次のとおり立ち入りを許可した。

昭和53年12月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 起業者の名称 東京電力株式会社
- 2 事業の種類 特別高圧送電線湊線増強工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
水戸市青柳町字立下地内
勝田市津田字江添, 字宮下, 字川原及び字石田地内
" 市毛字台下地内
" 枝川字重作, 字六所及び早戸地内
" 勝倉字遠上, 字宮前, 字町田, 字富士下, 字富士後, 字下田及び字宮脇地内
" 堀口字薬師下地内
" 武田字千手, 字宮下及び字宮前地内
" 金上字上田, 字山下, 字前谷及び字新田地内
- 4 立ち入ろうとする期間
昭和53年12月14日から昭和54年3月31日まで

●都市計画事業の施行者の名称等

岩井・境都市計画道路事業については、昭和53年11月25日建設省告示第1752号で都市計画法 (昭和43年法律第100号)第59条第2項の規定による認可をした旨告示されたので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

昭和53年12月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 都市計画事業の種類及び名称

岩井・境都市計画道路事業

3.4.11 境大橋猿山線

2 施行者の名称 茨 城 県

3 事務所の所在地 水戸市三ノ丸1丁目5番38号

茨 城 県 庁

4 事業地の所在 猿島郡境町字塚越, 字清水及び字清水台地内

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の許可に係る開発行為について, 次の区域の工事が完了したので, 同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和53年12月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

鹿島郡神栖町大字知手字砂4805番82

2 事業主の住所及び氏名

鹿島郡神栖町東和田9番地

東京電力(株)鹿島火力発電所

所長 石 橋 功

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

鹿島郡神栖町深芝字若松2933番3, 同番9

2 事業主の住所及び氏名

鹿島郡神栖町神栖18番地 豊 野 洋 子

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

日立市水木町字南大民1317番一2

2 事業主の住所及び氏名

日立市久慈町2657 山 形 晴 一

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡東海村白方字百塚原1737番5

2 事業主の住所及び氏名

日立市助川町1-13-23

日鉦不動産株式会社 日立支社

取締役支社長 高 木 孟 義

●道路位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和53年12月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	指 定 日 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員 (m)	延 長 (m)
水土木指令 第1149号	53.12.6	小池とみ子	那珂湊市阿字ヶ 浦町58番	勝田市大字高場字下谷 1851番2, 1852番2, 1853番3, 1853番5	4.00	33.63
下土木指令 第748号	53.12.2	(株) 宮田工務店 代表取締役 宮田 正寛	栃木県小山市花 垣町1丁目15番 43号	結城市大字結城字下山 7941番185, 同番186, 同番187, 同番219	4.00	35.00

★ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ★

茨 城 県 報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部文書課あてお申し込み下さい。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1カ月）
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 1, 0 0 0 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所